

第2期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画の概要

1 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

【子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項】

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項】

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として位置付ける計画です。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 国の示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に沿い策定します。
- 本町の最上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」、その他の関連計画と整合性を図り策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を第2期として推進します。

[illegible]

3 計画に記載する事項

《基本的記載事項》

- 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

【教育・保育給付】

◆施設型給付

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所（定員 20 人以上）

◆地域型保育給付

- ・ 小規模保育事業（定員 6 ～19 人）
- ・ 家庭的保育事業（定員 5 人以下）
- ・ 居宅訪問型保育事業
- ・ 事業所内保育事業

【地域子ども・子育て支援事業】

①時間外保育事業

②放課後児童健全育成事業

③子育て短期支援事業

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤妊婦健康診査事業

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

⑦地域子育て支援拠点事業

⑧一時預かり事業

⑨病児保育事業

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

⑪利用者支援事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

《任意記載事項》

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (3) 障害児施策の充実等
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項